

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正 令和 4 年 12 月 23 日付け国自整第 207 号、国自情第 255 号

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1 章（略）</p> <p>第 2 章（略）</p> <p>第 3 章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類（<u>別添 3</u>）に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3-2-2～3-2-3（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする<u>自動車検査証（以下「検査証」という。）の変更記録</u>の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（<u>自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。</u>）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手</p>	<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第 1 章（略）</p> <p>第 2 章（略）</p> <p>第 3 章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1</p> <p>(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3-2-2～3-2-3（略）</p> <p>3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする<u>検査証の記入</u>の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し</p> <p>臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）に規定する額の印紙が</p>

数料令（昭和 26 年政令第 255 号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって 3-2-1 及び 3-3-1 の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。

なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。

また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続き（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済である旨を確認するものとする。

3-2-5-1 （略）

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車が予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であって、手数料の納付がキャッシュレス決済の場合にあっては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5 に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8 （略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えること

貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって 3-2-1 及び 3-3-1 の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。

3-2-5-1 （略）

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車が予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8 （略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。

ができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする事ができる。

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1 検査証等(「検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」をいう。以下同じ。)は、検査証に記載する場合には印字等容易に消すことができないものを用い、記録する場合には法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によることとし、自動車予備検査証(以下「予備検査証」という。)及び限定自動車検査証(以下「限定検査証」という。)に記載する場合は、印字等容易に消すことができないものを用いるものとする。

3-4-2 (削除)

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録(予備検査証及び限定検査証にあっては記載と読み替える。以下同じ。)するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記録するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記録するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記録するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記録するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記録するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記録するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別/適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとする事ができる。

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1 検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証(以下「検査証等」という。)は、黒のボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するものとする。

3-4-2 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「一」をもって抹消し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記載するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記載するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記載するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記載するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記載するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記載するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別/適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

れかを記録するものとし、予備検査証にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記録するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を用いる省令（昭和45年運輸省令第8号）第4条に規定する表中第6号の自動車検査証（第18号様式）のうち備考の欄及び当該欄に相当する法第58条第2項後段に規定する方法によって記録された事項をいう。以下同じ。）は、規則第35条の3第1項各号及び同第35条の4第1項各号のうち、別途通達で定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記録するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8、まで及び15に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記録し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（第6号に規定する自動車を除く。）については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

この場合において、「記録例」は法第58条第2項後段の規定により記録する事項の具体的な記録内容の例をいう。（予備検査証及び限定検査証にあ

れかを記載するものとし、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を用いる省令（昭和45年運輸省令第8号）第4条に規定する表中第6号の自動車検査証（第18号様式）のうち備考の欄をいう。以下同じ。）は、規則第35条の3第1項第21号及び同項第21の2号により記載する事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記載する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8、まで及び15に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（第6号に規定する自動車を除く。）については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

つては記録を記載と読み替える。) (以下同じ。) また、「記載例」は検査証の券面に記載する記載事項の例をいう。(以下同じ。)

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。) にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるもの。) を記録するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあっては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記録する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC : けん引自動車のけん引重量 kg

GCW : 連結車両総重量 (細目告示別添 96 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W : けん引自動車の車両総重量 kg

P : けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記録するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記録する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

		車体の形状				
		トラクタ				
(略)		(略)		(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。) にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるもの。) を記載するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあっては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記載する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC : けん引自動車のけん引重量 kg

GCW : 連結車両総重量 (細目告示別添 96 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W : けん引自動車の車両総重量 kg

P : けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

							<u>車体の形状</u>	
							<u>トラクタ</u>	
<u>(略)</u>			<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg	553 cm	244 cm	282 cm		

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

							<u>車体の形状</u>	
							<u>トラクタ</u>	
<u>(略)</u>			<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg	582 cm	249 cm	291 cm		

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

				<u>車体の形状</u>	
				<u>トラクタ</u>	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg		
長さ	幅	高さ			
553 cm	244 cm	282 cm			

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

				<u>車体の形状</u>	
				<u>トラクタ</u>	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg		
長さ	幅	高さ			
582 cm	249 cm	291 cm			

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,300kg 及び 18,575kg とする。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

							車体の形状	
							トラクタ	
(略)			(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg	553 cm	244 cm	282 cm		

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,600kg 及び 18,875kg とする。

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

				車体の形状	
				トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg		
長さ	幅	高さ			
553 cm	224 cm	282 cm			

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

連結部移動量 (0~418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg~7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg~33110kg となる。

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあっては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	- kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考欄

(記録例)

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(記載例)

立席有

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により 記録する。

(例)

				<u>車体の形状</u>		
				<u>トラクタ</u>		
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>	<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg	533 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(記載例)

その他

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を 記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第 4 条(車両総重量)又は同第 4 条及び 4 条の 2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により 記録する。

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6) けん引自動車であつて第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により 記載する。

(例)

		<u>車体の形状</u>	
		<u>トラクタ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>	
533 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を 記載する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定(以下「単体物品基準緩和認定」という。)を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第 4 条(車両総重量)又は同第 4 条及び 4 条の 2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により 記載する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。

② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。

④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		<u>車体の形状</u>			
		<u>セミトレーラ</u>			
(略)		(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>		
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg		

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

記載なし

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

		<u>車体の形状</u>			
		<u>セミトレーラ</u>			
(略)		(略)		(略)	

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。

② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。

④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		<u>車体の形状</u>	
		<u>セミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

		<u>車体の形状</u>	
		<u>セミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg		

備考欄

(記録例)

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

(9) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を次の例により記録する。

(例)

		車体の形状			
		セミトレーラ			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg		

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(10) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg
----	------------------	---------	------------------

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに関する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 保安基準第2条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

動車であって、脱着式スタンを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

				<u>車体の形状</u>			
				<u>セミトレーラ</u>			
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>				
<u>一人</u>	<u>33650 [8500] kg</u>	<u>4810 kg</u>	<u>38625 [13475] kg</u>				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記録する。

② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量(国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。)を記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

動車であって、脱着式スタンを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

		<u>車体の形状</u>	
		<u>セミトレーラ</u>	
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>
<u>一人</u>	<u>26000 [40000] kg</u>	<u>9990 kg</u>	<u>35990 [49990] kg</u>

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記載する。

② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量(国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。)を記載する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

				車体の形状			
				コンテナセミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg				

備考欄

(記録例)

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。))を括弧書で記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	

		車体の形状	
		コンテナセミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.(6)②)に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記載する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。))を括弧書で記載する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合

車体の形状	
セミトレーラ	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg		

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（煽型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例2) (8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

			車体の形状		
			セミトレーラ		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	[30000] 26000 [40000] kg	9990 kg	[39990] 35990 [49990] kg		

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（煽型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

			車体の形状	
			セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
一人	[30000] 26000 [40000] kg	9990 kg	[39990] 35990 [49990] kg	

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により**記録**する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして**記録**する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。))における自動車の重量を**記録**するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態に計測した数値とする。))を**記録**するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を**記録**するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を**記録**する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により**記録**するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により**記録**すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を**記録**するものとする。

(例)

		車体の形状				
		シヨベル・ローダ				
(略)		(略)		(略)		
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により**記載**する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして**記載**する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。))における自動車の重量を**記載**するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3-4-12(7)の状態に計測した数値とする。))を**記載**するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を**記載**するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を**記載**する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により**記載**するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により**記載**すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を**記載**するものとする。

(例)

		車体の形状	
		シヨベル・ローダ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
1 [1] 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg
長さ	幅	高さ	

1 [1] 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg	<u>[590]</u> 518 cm	<u>[249]</u> 213 cm	<u>[315]</u> 274 cm
---------	------	----------------	----------------	------------------------	------------------------	------------------------

備考欄

(記録例)

*附属装置*バックホー

(記載例)

附属装置

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車については、次の例により記録する。

(例)

		<u>車体の形状</u>					
		<u>ドリー付トレーラ</u>					
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>			
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		<u>前前軸重</u>	<u>前後軸重</u>	<u>後前軸重</u>	<u>後後軸重</u>
<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		3680 kg	— kg	2810 kg	2810 kg
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>	<u>車両総重量</u>	<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>	
— 人	<u>[12700]</u> 12700 kg	<u>[7200]</u> 9300 kg	<u>[19900]</u> 22000 kg	<u>[1045]</u> 1196 cm	<u>[249]</u> 249 cm	<u>[321]</u> 321 cm	

備考欄

(記録例)

脱着装置, *第五輪荷重*4,980kg以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

(記載例)

その他

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

<u>[590]</u> 518 cm	<u>[249]</u> 213 cm	<u>[315]</u> 274 cm
------------------------	------------------------	------------------------

備考

*附属装置 *バックホー

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車の検査証等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

		<u>車体の形状</u>				
		<u>ドリー付トレーラ</u>				
<u>乗車定員</u>	<u>最大積載量</u>	<u>車両重量</u>		<u>車両総重量</u>		
— 人	<u>[12700]</u> 12700 kg	<u>[7200]</u> 9300 kg		<u>[19900]</u> 22000 kg g		
<u>長さ</u>	<u>幅</u>	<u>高さ</u>	<u>前前軸重</u>	<u>前後軸重</u>	<u>後前軸重</u>	<u>後後軸重</u>
<u>[1045]</u> 1196 cm	<u>[249]</u> 249 cm	<u>[321]</u> 321 cm	3680 kg	— kg	2810 kg	2810 kg

備考

脱着装置, *第五輪荷重*4,980kg以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記録するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記録するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり(重量計)を用いて各軸ごとに計

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 検査証の有効期間の満了する日欄の記載であつて、有効期間の起算日について規則第44条ただし書の規定を適用する場合には、次の例によつて差し支えない。

(例)

<u>有効期間の満了する日</u>	平成 <u>15年3月1日</u>		平成 <u>16年同左月同左日</u>	運輸支局 等名小印
-------------------	----------------------	--	------------------------	--------------

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり(重量計)を用いて各軸ごとに計

測した値（10kg 未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

備考欄

（記録例）

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1220kg、後前軸重 2020kg、後後軸重 2020kg

（記載例）

その他

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記録するものとする。

備考欄

（記録例）

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150kg

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

（記載例）

その他

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21 において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

<u>記録</u> を要する自動車	<u>記録</u> されるべき趣旨	<u>記録例</u>	<u>記載例</u>
1. <u>法第 43 条第 1 項の規定による制限の付加又は道路運送車両の</u>	処分年月日	認定年月日 昭和 62 年 7 月 2 日 北海道運輸局 123 号	<u>基準緩和事項</u> <u>制限附加</u>

測した値（10kg 未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

（例）

備考

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220kg、後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとする。

（例）

備考

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5 1 5 0 k g

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2 8 5 0 k g、後後軸重 2 8 5 0 k g

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

<u>記載</u> を要する自動車	<u>記載</u> されるべき趣旨	<u>記載例</u>
1. <u>規則第 52 条各号の一に掲げる処分を受ける自動車</u>	処分年月日 処分の内容	認定年月日 昭和 62 年 7 月 2 日 北海道運輸局 123 号 緩和事項「長さ」

<p><u>保安基準第 55 条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車</u></p>	<p>処分の内容 附した制限</p>	<p>緩和事項「長さ」 緩和制限 「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」</p>			<p>附した制限</p>	<p>緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」</p>
<p>2. 細目告示第 42 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項、第 120 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 121 条第 3 項、第 198 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 199 条第 3 項又は別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>前照灯の取付位置 関整車第 123 号 昭和 62 年 1 月 15 日</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>2. 細目告示第 42 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項、第 120 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 121 条第 3 項、第 198 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 199 条第 3 項又は別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>前照灯の取付位置 関整車第 123 号 昭和 62 年 1 月 15 日</p>
<p>3. 保安基準第 56 条第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>3. 保安基準第 56 条第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車</p>	<p>認定内容 認定年月日</p>	<p>大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日</p>
<p>4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車</p>	<p>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</p>	<p>車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5 t を超え</p>	<p>ワンマンバスの構造要件が適用されない旨</p>	<p>車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合</p>

あつて車両総重量 5 t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの (被けん引自動車を除く。)				るもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの(被けん引自動車を除く。)		
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 昭和 62 年 10 月 1 日乗降口	<u>その他</u>	4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 昭和 62 年 10 月 1 日乗降口
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0. 75	<u>タンク車 第一石油類 5000L 0.750</u>	5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0. 75
5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0. 80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg	<u>その他</u>	5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0. 80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg
5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組み合わせは、設置許可書等による	<u>積載の組み合わせは設置許可証による。</u>	5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリ	積載物品名 最大積載容積	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³	<u>その他</u>	5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65

ート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	比重	比重 1.65		載物品とするコンクリートミキサー車		
6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	<u>牽引車有</u>	6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 15 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA
6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車でけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの (3) けん引自動	第五輪荷重が分担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合 けん引自動車の型	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード不明	<u>第五輪荷重 7,690 kg 以上</u> <u>牽引車有</u> <u>その他</u> <u>その他</u> <u>牽引車有</u>	6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車でけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの (3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	第五輪荷重が分担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合 けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード不明 (ABCD1234)

車の型式が「不明」のもの	式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	(ABCD1234)	
7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	<u>NR 付</u> <u>その他</u> <u>(記載なし)</u>
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するもの及び同第 35 条の 4 第 2 項の規定により記録するものに限る。） (1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの (2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの (3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記 被けん引自動車の型式に車台番号を付記 被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234) 被けん引車 組立 (東 41567 東) 被けん引車 フルハーフ ABDE	<u>被牽引車有</u> <u>被牽引車有</u> <u>被牽引車有</u>
8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg	<u>その他</u>
9. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素	<u>その他</u>

7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するものに限る。） (1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの (2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの (3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記 被けん引自動車の型式に車台番号を付記 被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234) 被けん引車 組立 (東 41567 東) 被けん引車 フルハーフ ABDE	
8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg	
9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	燃料の種類	燃料 水素	

<p>9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの</p> <p>(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの</p> <p>(3) ガソリン併用式のもの</p> <p>(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの</p>	<p>メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M85) を燃料とする旨</p> <p>メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨</p> <p>ガソリンを併用することが可能である旨</p> <p>通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨</p>	<p>燃料 メタノール (M85)</p> <p>燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン併用</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)</p>	<p><u>燃料 メタノール (M85)</u></p> <p><u>燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油</u></p> <p><u>燃料 メタノール・ガソリン併用</u></p> <p><u>燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)</u></p>	<p>9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの</p> <p>(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの</p> <p>(3) ガソリン併用式のもの</p> <p>(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの</p>	<p>メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M85) を燃料とする旨</p> <p>メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨</p> <p>ガソリンを併用することが可能である旨</p> <p>通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨</p>	<p>燃料 メタノール (M85)</p> <p>燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン併用</p> <p>燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)</p>
<p>9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) ガソリン併用式のもの</p>	<p>ガソリンを併用することが可能である旨</p>	<p>燃料 CNG・ガソリン併用</p>	<p><u>燃料 CNG・ガソリン併用</u></p>	<p>9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) ガソリン併用式のもの</p> <p>(2) 軽油を着火燃料とするもの</p>	<p>ガソリンを併用することが可能である旨</p> <p>CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨</p>	<p>燃料 CNG・ガソリン併用</p> <p>燃料 主 CNG 補助 軽油</p>

(2) 軽油を着火燃料とするもの	CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料主 CNG 補助 軽油	<u>燃料主 CNG 補助 軽油</u>			
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル 100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル 100%燃料を併用使用している旨	燃料バイオディーゼル 100%燃料併用	<u>その他</u>	9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル 100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル 100%燃料を併用使用している旨	燃料バイオディーゼル 100%燃料併用
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの(2)を除く。 (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車	<u>ハイブリッド車</u> <u>プラグインハイブリッド車</u>	9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの(2)を除く。 (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用使用している旨	燃料品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用	<u>その他</u>	9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用使用している旨	燃料品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車	<u>燃料電池車</u>	9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車

電動機を備えたもの			
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108名	<u>その他</u>
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	<u>(記載なし)</u>
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 ((2)を除く。) (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)	<u>緊急自動車</u> <u>緊急自動車</u>
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	<u>道路維持作業用</u>
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	<u>改造内容 操縦装置</u>
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す	<u>その他</u>
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位	<u>保安基準適用日 平成 12 年 4 月 1 日</u> <u>原動機型式打刻位</u>

10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名	
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 ((2)を除く。) (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)	
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す	
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左	

	置 原動機の最高出力時の回転数	置 シリンダーブロック上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm	置 <u>シリンダーブロック上面左側前部</u> <u>原動機最高出力時</u> <u>回転数 9,000rpm</u>		原動機の最高出力時の回転数	側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨	12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし	<u>12年排出ガス規制適合</u> <u>11年排ガス適合</u> <u>その他</u> <u>その他</u>	15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの (5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし 初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)

<p>(5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る。）</p> <p>(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの</p> <p>(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの (令和3年9月30日以前に製作された自動車を除く。)</p>	<p>消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示</p> <p>黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値</p> <p>ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨</p>	<p>初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)</p> <p>黒煙汚染度規制値25%</p> <p>「エンデューロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合</p>	<p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p>	<p>車に限る。)</p> <p>(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの</p> <p>(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの (平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。)</p>	<p>黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値</p> <p>ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨</p>	<p>黒煙汚染度規制値25%</p> <p>「エンデューロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合</p>
<p>16. 職権打刻をした自動車</p>	<p>車台番号打刻位置(打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)</p> <p>シリアル番号を有する場合のシリアル番号</p> <p>塗まつた車台番号</p>	<p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>シリアル番号 ABCDEFGH123456789</p> <p>シリアル番号</p>	<p><u>車台番号打刻位置</u> <u>右側前輪ストラットハウジング上面</u></p> <p><u>シリアル番号</u> <u>ABCDEFGH123456789</u> <u>(記載なし)</u></p>	<p>16. 職権打刻をした自動車</p>	<p>車台番号打刻位置(打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)</p> <p>シリアル番号を有する場合のシリアル番号</p> <p>塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。)</p>	<p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>シリアル番号 ABCDEFGH123456789</p> <p>シリアル番号 ABCDEFGH123456789</p>

	号（塗まつした車台番号が職権打刻である場合を除く。） 原動機型式打刻位置 （打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	ABCDEFGH1234 56789 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部	<u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面左側前部</u>		原動機型式打刻位置 （打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。）	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>土砂等以外</u>	17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。
17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17. に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>その他</u>	17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17. に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別				18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。） (1) 断続器の形式が接	断続器の形式が接点式で	接点式

<p>が困難なものに限る。)</p> <p>(1) 断続器の形式が接点式のため熟害対策装置等の装着が必要なもの</p> <p>(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD IIシステムを備えていることが確認されたもの</p> <p>(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの</p> <p>(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第41条第2項第3号、第119条第2項第3号又は第197条第2項第3</p>	<p>断続器の形式が接点式である旨</p> <p>OBD IIシステムを備えている旨</p> <p>失火検知システムを備えている旨</p> <p>燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨</p>	<p>接点式</p> <p>接点式、<u>OBD2</u></p> <p>接点式、失火警報</p> <p>接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）</p>	<p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p>	<p>点式のため熟害対策装置等の装着が必要なもの</p> <p>(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBD IIシステムを備えていることが確認されたもの</p> <p>(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの</p> <p>(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第41条第2項第3号、第119条第2項第3号又は第197条第2項第3号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</p>	<p>ある旨</p> <p>OBD IIシステムを備えている旨</p> <p>失火検知システムを備えている旨</p> <p>燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨</p>	<p>接点式、<u>OBD II</u></p> <p>接点式、失火警報</p> <p>接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

<p>号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</p>						
<p>19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第</p>	<p>優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号</p>	<p>優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1</p>	<p><u>優良低減装置付</u></p>	<p>19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあつては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認さ</p>	<p>優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号</p>	<p>優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1</p>

<p>310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車</p>				<p>れた自動車</p>		
<p>19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動</p>	<p>原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨</p>	<p>NOx・PM法対応変更有</p>	<p><u>NOx・PM法対応変更有</u></p>	<p>19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値</p>	<p>原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨</p>	<p>NOx・PM法対応変更有</p>

<p>機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値</p>						
<p>19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合することが確認された自動車であって第4条の基準（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条）に適合していないもの (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx処理装置付</p>	<p><u>NOx処理装置付</u></p>	<p>19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合することが確認された自動車であつて第4条の基準（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条）に適合していないもの (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成14年国土交通省令第24号）の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であつて第31条の2告示第4条（軽油を燃</p>	<p>NOx処理装置が装着されている旨</p>	<p>NOx処理装置付</p>

<p>路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成14年国土交通省令第24号)の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であって第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条)の基準に適合していないもの</p>				<p>料とする自動車にあつては第4条又は第5条)の基準に適合していないもの</p>		
<p>19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改</p>	<p>優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号</p>	<p>優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234</p>	<p><u>その他</u></p>	<p>19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以</p>	<p>優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号</p>	<p>優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234</p>

<p>造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車</p>				<p>下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車</p>		
<p>20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p>	<p>騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第41号又は第51号による近接排気</p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm (旧基準適用時測定回転数4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車</p>	<p>平成10年騒音99dB</p> <p>平成28年騒音M1A1A 85dB 3,750rpm (旧) 4,500rpm</p> <p>マフラー加速適用車</p>	<p>20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p>	<p>騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨</p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm (旧基準適用時測定回転数4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車</p>

	騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨					
21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（1基）	<u>その他</u>	21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車（車いす専用のスペースを有するものに限る。）	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付（1基）
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	<u>その他</u>	22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ
23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	<u>特種用途（使用者限定）</u>	23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車（24.に掲げる場合を除く。）	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車	<u>平成13年特種構造要件適用車</u>	24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車（24.に掲げる場合を除く。）	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車
25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のう	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車	<u>平成15年特種構造要件適用車</u>	25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車

ちのキャンピング車						
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	<u>SLD付</u>	26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付
27. 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの（(1)の検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000km (平成 16 年 4 月 1 日)	<u>(記載なし)</u>	27. 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの（(1)の検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成 16 年 4 月 1 日)
	走行距離表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200,000km (平成 29 年 1 月 1 日)	<u>(記載なし)</u>		走行距離表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200000km (平成 29 年 1 月 1 日)
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量 7 トン以	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L	<u>燃料タンク 2 個 300L 300L</u>	28. 貨物の運送の用に供する車両総重量 7 トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L

上の普通自動車			
29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	<u>自主防犯活動用</u>
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月30日以前に製作された自動車にあっては11人）以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合	<u>高速道路等非運行</u>
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（平成24年6月30日以前に製作された自動車を除く。）	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	<u>その他</u>
31. 「自動車の排	排ガス低減性能向	排出ガス低減性能	<u>その他</u>

29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月30日以前に製作された自動車にあっては11人）以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合	
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	
31. 「自動車の排出ガス低	排ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改	

<p>出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成 19 年国土交通省告示第 131 号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。）第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車</p>	<p>上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」（平成 19 年 3 月 9 日付け国自環第 249 号）第 4 の低減性能向上改造証明書（以下「低減性能向上改造証明書」という。）の交付番号</p>	<p>向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123</p>		<p>減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成 19 年国土交通省告示第 131 号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。）第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車</p>	<p>が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」（平成 19 年 3 月 9 日付け国自環第 249 号）第 4 の低減性能向上改造証明書（以下「低減性能向上改造証明書」という。）の交付番号</p>	<p>造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123</p>
<p>32. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車で排出ガス規制の識別記号のないもの</p>	<p>オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨</p>	<p>オパシメータ測定</p>	<p><u>オパシメータ測定</u></p>	<p>32. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車で排出ガス規制の識別記号のないもの</p>	<p>オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨</p>	<p>オパシメータ測定</p>
<p>33. 細目告示第 2 条の 2 の規定により、二輪自動車の保安基準を</p>	<p>二輪自動車の基準の適用する旨</p>	<p>二輪自動車の保安基準を適用</p>	<p><u>二輪車基準適用</u></p>	<p>33. 細目告示第 2 条の 2 の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車</p>	<p>二輪自動車の基準の適用する旨</p>	<p>二輪自動車の保安基準を適用</p>

適用する自動車						
34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001(算定燃費値取得済特定改造自動車)	<u>算定燃費</u>	34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費値取得済特定改造自動車)
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更	<u>排ガス燃費影響装置等変更</u>	35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更
36. 平成22年4	消音器の加速走行	マフラー加速騒音	<u>マフラー加速適用</u>	36. 平成22年4月1日以	消音器の加速走行騒音性	マフラー加速騒音規制適

月 1 日以降に製作された自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	騒音性能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	規制適用車	<u>車</u>	降に製作された自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	用車
37. 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 22 条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車	<u>その他</u>	37. 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 22 条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車
38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	<u>その他</u>	38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○本)型) (船底型)	<u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>スタンション(○本)型</u> <u>(記載なし)</u>	39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション(○本)型) (船底型)

<p>40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</p>	<p>トラクタとセミトレーラの組み合わせによっては特殊車両通行許可を受けられない旨</p>	<p>連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。</p>	<p><u>特車通行許可注意</u></p>	<p>40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）</p>	<p>トラクタとセミトレーラの組み合わせによっては特殊車両通行許可を受けられない旨</p>	<p>連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。</p>
<p>41. <u>多仕様</u>自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）</p>	<p>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）</p>	<p>保安基準適用年月日 平成28年11月1日</p>	<p><u>保安基準適用日平成28年11月1日</u></p>	<p>41. <u>共通構造部型式指定</u>自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）</p>	<p>適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）</p>	<p>保安基準適用年月日 平成28年11月1日</p>
<p>42. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの</p>	<p>自動運行装置搭載車である旨 自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>	<p>自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車 近運技技第123号 令和2年4月1日</p>	<p><u>自動運行装置搭載車</u> <u>自動運行装置搭載車</u></p>	<p>42. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの</p>	<p>自動運行装置搭載車である旨 自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>	<p>自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車 近運技技第123号 令和2年4月1日</p>

<p>43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p>	<p>OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日</p>	<p>OBD検査対象車 <u>[OBD検査開始年月日]</u>令和6年10月1日</p>	<p><u>OBD 検査対象</u></p>	<p>43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p>	<p>OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日</p>	<p>OBD検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日</p>
<p>44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車</p>	<p>OBD検査の対象外である旨</p>	<p>OBD検査対象外車</p>	<p><u>(記載なし)</u></p>	<p>44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車</p>	<p>OBD検査の対象外である旨</p>	<p>OBD検査対象外車</p>

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定期則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

なお、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録されている自動車の装置が、細目告示第 91 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号第 17 項第 1 号若しくは 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになった場合には、当該記録事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であつて、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定期則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第 91 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号第 17 項第 1 号若しくは 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(2) 保安基準第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 15 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(3) 保安基準第 17 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(4) 保安基準第 17 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条の 2 第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(5) 保安基準第 18 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(2) 保安基準第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 15 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(3) 保安基準第 17 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(4) 保安基準第 17 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条の 2 第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(5) 保安基準第 18 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(6) 保安基準第 18 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(7) 保安基準第 18 条第 4 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 4 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(8) 保安基準第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 5 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(9) 保安基準第 18 条第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(10) (2) 又は (3) 及び (5) に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対す

(6) 保安基準第 18 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(7) 保安基準第 18 条第 4 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 4 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(8) 保安基準第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 5 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(9) 保安基準第 18 条第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(10) (2) 又は (3) 及び (5) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対す

る破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び同第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき 検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号口に規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を 記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により 記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

W_d : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な 検査証 が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

る破壊試験を行っていません。」

(新設)

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項の規定に基づき 自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 15 号口に規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を 記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により 記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : 牽引自動車の車両総重量(kg)

M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

W_d : 牽引自動車の駆動軸重(kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な 自動車検査証 が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）

備考欄

（記録例）

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

（記載例）

牽引可能車両総重量

(1)～(2) （略）

3-4-21 の 3 規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号 及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき 検査証に 記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により 記録する。

（記録例）

「この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であって、最高速度 60km 毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

（記載例）

高速道路等走行不可

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第 13 条第 1 項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）第 4 条第 5 条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。））にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり 記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 310 号。以下「第 31 条の 2 告示」という。）

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）

備考

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

（新設）

(1)～(2) （略）

3-4-21 の 3 規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づき 自動車検査証に 記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により 記載する。

「この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であって、最高速度 60km 毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

（新設）

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第 13 条第 1 項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）第 4 条第 5 条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。））にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり 記載する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 310 号。以下「第 31 条の 2 告示」という。）

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)とする。

(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

(記録例)

「使用車種規制(NO_x・PM)適合」

(記載例)

NO_x・PM 適合

(2) 自動車NO_x・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「NO_x・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車はNO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「NO_x特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日(第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。)とする。

(1) 第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。)の基準値に適合している自動車

「使用車種規制(NO_x・PM)適合」

(新設)

(2) 自動車NO_x・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域(以下「NO_x・PM対策地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車はNO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第6条に規定する特定地域(以下「NO_x特定地域」という。)外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車(特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。)

(記録例)

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(5) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 不適合

(6) NO_x・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x・PM 未判定

(7) 第 31 条の 2 告示第 2 条の基準に適合している自動車であって、同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x・PM 未判定

(8) NO_x 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第 31 条の 2 告示第 2 条の基準が適用となる日以降で同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(5) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(6) NO_x・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(7) 第 31 条の 2 告示第 2 条の基準に適合している自動車であって、同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(8) NO_x 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第 31 条の 2 告示第 2 条の基準が適用となる日以降で同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 未判定

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうかが不明な自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 未判定

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(記載例)

NOx・PM 対象外

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。

なお、(2)の記載文中の「○年○月○日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記録された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、○年○月○日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって次のとおり記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(新設)

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。

なお、(2)の記載文中の「○年○月○日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記載された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定自動車検査証 (以下「限定検査証」という。)の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、○年○月○日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。

(2) (略)

3-4-25 (削除)

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記録するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記録事項の変更についての変更記録を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20の例によるものとする。なお、自動車検査記録簿(乙)を作成する自動車について、第4号様式と同等の記載事項が網羅されていれば任意の様式を用いてもよいこととする。その場合、運輸支局等名小印又は受付日付印を押印するものとし、備考欄の記載事項のみ別紙とする場合も同様とする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 検査証又は予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、検査証又は予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、検査証又は予備検査証の記録内容の走行距離計

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記載する。

(2) (略)

3-4-25 法第54条第4項及び第71条の2第2項に規定する点検等の勧告(以下この項において「点検等の勧告」という。)をしたときは、当該点検等の勧告を受けた登録自動車又は二輪の小型自動車について、当該自動車の限定自動車検査証及び自動車検査証の備考欄に、定期点検整備の実施を指導した旨の履歴を次のとおり記載するものとする。

なお、記載文中の「〇年〇月〇日」は、点検等の勧告が発動された日とし、最長の間隔で行うべき定期点検が2回連続で実施された場合には全ての指導履歴の記載を削除するものとする。

【定期点検整備実施の指導履歴】〇年〇月〇日勧告】

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記載するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記載されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記載事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿(乙)の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20の例によるものとする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1~3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容

表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 検査証又は予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記録内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 削除

3-7-4 検査証又は予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は予備検査証の備考欄に再交付の旨を、検査証にあっては法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、予備検査証にあっては記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の変更記録申請があるときは、予備検査証の変更記録をすることなく当該変更記録に係る事項を検査証に記録して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した検査証の返付ができない場合には、検査証の備考欄（備考欄に記載できない場合は余白部分等）に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 電子情報処理組織によらないで検査証の有効期間を記入したときは、記入した有効期間の末尾に運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-7-4 検査証又は自動車予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は自動車予備検査証の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の記入申請があるときは、予備検査証の記入をすることなく当該記入に係る事項を検査証に記載して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、検査証を発行し返付するものとする。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合にあっては、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合にあっては、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

専ら電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。ただし、電子情報処理組織によらないで限定検査証（その1）を交付する場合にあっては、提出のあった検査証を書き換え限定検査証（その1）を作成し、記入した有効期間の末尾及び抹消した箇所に運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6~3-9-3 （略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(削除)

(3) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証に記録されている有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(4) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記録をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を法第58条第2項後段に規定する方法によって記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10 （略）

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6~3-9-3 （略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(3) 検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨及びその年月日を記載すること。ただし、やむを得ない理由により他の運輸支局等に使用の本拠の位置を有する自動車の検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した運輸支局等名を記載すること。

(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記入をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記載する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10 （略）

3-11 (保安基準適合標章の表示)

3-11-1 保安基準適合標章の表示箇所は、保安基準適合標章の有効期間を表示した面を自動車の前面から見やすい位置（運転者の視野を妨げるような位置でないこと。）に表示するよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合にあつては、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があつたものについては、検査証の有効期間の更新を行い検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであつて基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-11-2 保安基準適合標章を前面ガラスに装着して又ははり付けて表示する場合の表示箇所は、3-9-1に準ずる。

3-11-3 検査証の有効期間を記入した後は、保安基準適合標章を表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記載された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合にあつては、自動車検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があつたものについては、自動車検査証の有効期間の更新を行い自動車検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の自動車検査証への記載は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記載する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記載する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記載する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであつて基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記載する。

第4章 自動車の検査(技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記録がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記録により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記録がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記録のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記録のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、検査証の記録事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第4章 自動車の検査(技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記載により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては 4,000 枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3~6-5 (略)

6-6 申請書(添付資料(自動車機構の自動車審査証紙を含む。))を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控)自動車検査証」は1カ年間(検査証の有効期間が2年に係るものにあつては、2カ年間、3年に係るものにあつては、3カ年間)、検査標章授受出納簿は3カ年間、職権打刻台帳は10カ年間それぞれ保存しておくものとする。また、「キャッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第1~第3号様式 (略)

第4号様式

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては 4,500 枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3~6-5 (略)

6-6 申請書(添付資料(自動車機構の自動車審査証紙を含む。))を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等及び限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票は1カ年間(検査証の有効期間が2年に係るものにあつては、2カ年間、3年に係るものにあつては、3カ年間)、検査標章授受出納簿は3カ年間、職権打刻台帳は10カ年間それぞれ保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第1~第3号様式 (略)

第4号様式

第5号様式～別添2 (略)

別添3

添付書類（キャッシュレス決済による申請の提出書類等については、3-2（申請書の受理）に定める取扱いに従うものとする。）

1. 継続検査又は臨時検査の申請

(1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(ア) 継続検査申請書

臨時検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）

(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(オ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

(カ) その他の必要書類

(2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(ア) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）

(イ) 点検整備記録簿

(ウ) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(エ) その他の必要書類

2. 予備検査の申請

2. 1. 新車（初めて検査を受ける自動車）

(1) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 保安基準に適合していることが確認できる書面

i 適合判定された審査結果の通知

(d) 保安基準第31条第2項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

第5号様式～別添2 (略)

(新設)

i 排出ガス検査終了証

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

iii 公的試験機関において実施された試験結果を示す書面

(e) 保安基準第30条第1項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

i 認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

(f) その他の必要書類

(イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(a) 譲渡証明書

(b) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちいずれかのもの

i 自動車通関証明書

ii 輸入自動車等の打刻届出書

(c) その他の必要書類

(2) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて適合判定された審査結果の通知）

(d) その他の必要書類

(イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(a) 譲渡証明書

(b) その他の必要書類

2. 2. 中古車（初めて検査を受ける自動車以外）

(1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(ア) 予備検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要）

(エ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備

において整備を行った場合に限り必要)

(オ) その他の必要書類

(2) 提示書類 (電磁的方法による提示を含む)

(ア) 譲渡証明書

(イ) 登録識別情報等通知書 (新車の場合は不要)

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書

(ウ) 自動車検査証返納証明書 (二輪の小型自動車 (新車を除く。) の場合に限り必要)

(エ) その他の必要書類

3. 自動車予備検査証記入の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証記入申請書

(イ) 自動車予備検査証

(ウ) その他の必要書類

4. 自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車予備検査証

(エ) その他の必要書類

5. 限定自動車検査証の再交付の申請

提出書類

(ア) 限定自動車検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 限定自動車検査証

(エ) その他の必要書類

6. 検査標章の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査標章再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) その他の必要な書類

(2) 提示書類

(ア) 自動車検査証

附 則 (令和4年12月23日国自整第207号、国自情第255号)

本改正規定は、令和5年1月4日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にある令和4年国土交通省令第45号による改正前の「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令」第18号様式の自動車検査証による申請等は、従前の取扱いによることができる。